「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書」に反対の立場からの、 自由民主党・信頼の小金井の会派意見です。

平成27年の判決に引き続き、令和3年6月23日に開かれた最高裁大法廷においても夫婦同姓は合憲である、と判断されました。

夫婦同姓を定めた民法と、婚姻届に「夫婦が称する氏」を記載すると定めた戸籍法は、 婚姻に関する「個人の尊厳と両性の本質的平等」などを規定した憲法24条に違反しないと の判断です。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓導入に賛成・容認と答えた国民は66,9%となり、反対の29,3%を大きく上回ったことが明らかになった、とありますが、66,9%という数字は「選択的夫婦別姓のための法改正賛成」の42,5%に、「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだが、婚姻前の名字を通称としてどこでも使えるように法律を改める事については構わない」の24,4%を足したものだったのです。後者は「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだ」という前提に立っているので、賛成でも容認でもありません。あえて二つに分けるのであれば、「夫婦同姓維持が53,7%」「選択的夫婦別姓導入が42,5%」とすべきです。

6月の大法廷で示された2度目の合憲判断で、多数派の裁判官3人が「法制度をめぐる 国民の意識のありようがよほど客観的に明らかといえる状況にある場合にはともかく、選択 的夫婦別氏制の導入について、今なおそのような状況にあるとはいえない」と補足意見を 述べています。

以上、意見と致します。